

## 広域施設と近隣施設について

	施設種別と目的	施設内容	使用料	管理形態	条例での管理に関する規定	組織	業務内容
広域施設	コミュニティセンター 2館 (コミュニティプラザ部分)  暮らしに身近な場で、市民がともに楽しみ、ともに支え合う拠点として設置(コミュニティセンター基本構想では市域の6箇所に設置予定)	・多目的ホール ・会議室 ・料理実習室 ・和室  等	有料	指定管理者制度	・地域住民で組織される団体(設置目的を最も効果的に達成することができると認められる団体)	コミュニティ協議会	・貸館業務 ・コミュニティ協議会主催事業(平成17年度、市からの事業助成 150万円)
	市民センター 4館 (千里・岸部・豊一・千里丘)  市民の集会等の用に供する施設として設置	・大ホール(多目的ホール) ・会議室 ・音楽室 ・和室  千里市民センターのみ ・児童ホール ・高齢者ホールを設置	有料	指定管理者制度	・法人その他の団体(設置目的を最も効果的に達成することができると認められる団体)	施設管理公社 (市が設立した外部団体) (3年経過後は公募により決定)	・貸館業務 ・施設の維持・管理
	山田ふれあい文化センター  市民の集会・文化活動の用に供する施設として設置	・多目的ホール ・会議室 ・和室 ・クラフト室 ・練習室	有料	指定管理者制度	・法人その他の団体(設置目的を最も効果的に達成することができると認められる団体)	施設管理公社 (市が設立した外部団体) (3年経過後は公募により決定)	・貸館業務 ・施設の維持・管理

	施設種別と目的	施設内容	使用料	管理形態	条例での管理に関する規定	組織	業務内容
近隣施設	地区市民ホール 8館 地域住民の集会等の用に供する施設として設置(千里NTの8住区に設置)	・会議室 ・和室	無料 (使用者が業として使用する場合は有料)	指定管理者制度	・地域住民で組織される団体(設置目的を最も効果的に達成することができると思われる団体)	地区市民ホール運営委員会	・貸館業務 ・施設の維持・管理
	地区公民館 29館 社会教育法第20条の目的を達成するために設置(各小学校区に1箇所、千里NTは南北に各1箇所、計29箇所)  (法第20条目的: 「一定区域の住民のために、実際生活に即する教育・学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」)	・教室 ・調理室 ・和室	無料	直営	・公民館の管理を委託することができる。	・公民館長を配置(非常勤職) ・施設の管理を連合自治会に委託 ・公民館の企画・運営については、地区公民館企画運営委員の会議で行う。	・公民館主催事業 ・貸館業務 ・施設の維持・管理
	地域交流施設 6館  (西山田・千一・吹二・吹田東・岸二・北山田地区集会所) 幼稚園廃園跡の施設を本格的利用が決定するまでの間、暫定的に住民の地域交流等の用に供する。		無料	委託		・施設の管理運営を地域住民で組織される地区集会所運営委員会に委託	・貸館業務